中津川仙台下クラブ会則

第1条(目的)

１．仙台下クラブ（以下本会という）は、中津川仙台下流域の河川敷および両岸の民有地を整備し、中津川の景観を復活させ、広大な仙台下河原を市民の憩いの場として活用を目指す。

２．本会は中津川全流域の活動に連携し、まちおこしのために働く。

第2条(事務所)

事務所を愛川町角田２３８７に置く。

第3条(活動内容)

本会は次の活動をする。

１．中津川仙台下流域（角田大橋下流から滝ノ沢まで）の河原景観や憩いの場、遊び場として活用できるように草木の伐採やゴミの収集を、広く市民の参加で行う。

２．仙台下河原で定期的に活動する団体などと、ルール作りや調整などを行う。地元や行政との話し合いや要望の窓口となる。

３．仙台下両岸地権者の協力を得て、景観のための整備や憩いの場の施設などの制作・調整・管理を行う。

４．まちづくりネットワーク愛川と連携してその活動に協力し、その趣旨に沿って独自のまちづくり事業を展開する。

第4条(会員)

会の目的に賛同する個人または法人、組織で構成する。

第5条(組織運営)

１．総会は定時総会と臨時総会とし代表が招集する。定時総会は年度開始後2カ月以内に開催する。総会では以下の件を議決する。

ア）年間活動計画立案及び活動報告の承認

イ）予算および決算の承認

ウ）会則の改定

エ）役員の選出

オ）その他総会で議決が必要な事項

２．役員会は随時代表が招集する。

３．会議の決定は出席者の過半数で議決できる。

第6条(役員・事務局・顧問)

１．この会に次の役員、事務局及び顧問を置く。役員会議は代表が招集する。役員任期は次の定時総会までとする。

役員・運営委員　5名以上10名以下

　　・監査　1名

・事務局長　1名

・顧問　若干名

２．事務局には会計など必要な事務担当を置くことができる。

３．代表(１名)・副代表(１名以上２名以下)は運営委員の互選により選任する。代表は会の運営を管掌し、副代表は代表にことあるときはその代行を務める。

４．監査は運営委員など他の役員を兼務することは出来ない。

５．事務局長は運営委員との兼任を妨げない。

６．顧問は会の運営に関して助言をする町内外の有力者・有識者を必要に応じて代表が推薦し役員会で承認する。顧問は非会員とし総会の議決権を持たない。

第7条(会費)

年会費は総会にて決定する。

第8条(会計年度)

この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条(細則)

会則に定めのない事項、細則については役員会が立案・決定する。

(付則)

１．第5条の規定にかかわりなく発足当初の役員は以下の通り。

代表　　　佐藤しげる

副代表　　小倉　正美、諏訪部勲

運営委員　佐藤しげる、諏訪部勲、沼田彰、小倉正美、萩原時一、加藤久夫、杉中泰雄

監査委員　和田達夫

事務局長　加藤久夫

２．第7条の規定にかかわりなく、設立初年度の会費は以下の通りとする。

個人会員年会費：2,000円

３．第8条の規定にかかわらず発足初年度の会計は設立総会の日から翌年3月末日までとする。

４．この会則は設立総会をもって施行する。

５．この改定会則は平成24年度年次総会の議決をもって施行する。

６．この改定会則は平成25年度年次総会の議決をもって施行する。

７．この改定会則は平成26年度年次総会の議決をもって施行する。